

2 インボイス制度と交際費

インボイス制度導入後は、免税事業者などインボイスの発行事業者でない飲食店に支払った交際費については、仕入税額控除の対象外となる金額を本体価格に加算して5,000円基準、10,000円基準を判定しなければなりません。税抜経理を行う事業者は注意が必要です。

インボイスの経過措置期間は、下記の表のように仕入税額控除ができる金額が段階的に減少していきますので、それに伴って交際費の本体価格も変動することになります。

経過措置期間	仕入税額控除額	交際費・飲食費
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	消費税額×80%	本来の税抜金額+消費税額×20%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	消費税額×50%	本来の税抜金額+消費税額×50%
令和11年10月1日以降	なし	本来の税抜金額+消費税額×100%

【事例】税抜経理を採用する法人の営業部長が取引先のA部長を接待し、飲食店に2人分として21,560円(10%税込)を支払った。

① 飲食店がインボイス発行事業者の場合

借方	金額	貸方	金額
接待交際費	19,600	現金	21,560
仮払消費税	1,960		

1人あたりの飲食費は、 $19,600円 \div 2人 = 9,800円$ 。10,000円以下であることから、交際費等から除かれる。

② 飲食店がインボイス発行事業者以外の場合(令和5年10月1日から令和8年9月30日まで)

借方	金額	貸方	金額
接待交際費	19,992	現金	21,560
仮払消費税	1,568		

仕入税額控除額は、 $1,960円 \times 80\% = 1,568円$ 。 $1,960円 - 1,568円 = 392円$ は、交際費の本体価格に加算するため、交際費の額は、 $19,600円 + 392円 = 19,992円$ となる。1人あたりの飲食費は、 $19,992円 \div 2人 = 9,996円$ 。10,000円以下であることから、交際費等から除かれる。

③ 飲食店がインボイス発行事業者以外の場合(令和8年10月1日から令和11年9月30日まで)

借方	金額	貸方	金額
接待交際費	20,580	現金	21,560
仮払消費税	980		

仕入税額控除額は、 $1,960円 \times 50\% = 980円$ 。 $1,960円 - 980円 = 980円$ は、交際費の本体価格に加算するため、交際費の額は、 $19,600円 + 980円 = 20,580円$ となる。1人あたりの飲食費は、 $20,580円 \div 2人 = 10,290円$ 。10,000円を超えるため、交際費等として損金不算入の計算に含める。

④ 飲食店がインボイス発行事業者以外の場合(令和11年10月1日以降)

借方	金額	貸方	金額
接待交際費	21,560	現金	21,560
仮払消費税	0		

経過措置が終了したことにより仕入税額控除ができない。1人あたりの飲食費は、 $21,560円 \div 2人 = 10,780円$ 。10,000円を超えるため、交際費等として損金不算入の計算に含める。

ここに
注目!



5,000円基準や10,000円基準を適用する場合は、一定の事項を記載した書類の保存が必要ですが、もし、記載を失念して税務調査で指摘を受けた場合はどうしたら良いでしょうか。まずは、スケジュール帳やメールのやり取りなどで、基準を満たしていることを証明し、理解を求めましょう。その説明が曖昧だったり、接待の事実や人数が不明瞭だった場合は疑われることが避けられず、個人的な飲食費と見なされる可能性もあります。過去には、代表者がクラブで「一人飲み」した際の代金を交際費に計上していたとして、重加算税が課された事例(令和2年3月26日東京地裁判決 税務訴訟資料 第270号-46(順号13406))もありますから、適正な処理を心がけてください。